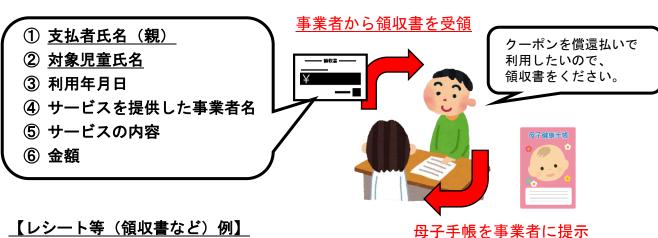
★償還払い(払い戻し)の流れ

Step1 サービスの提供を受ける

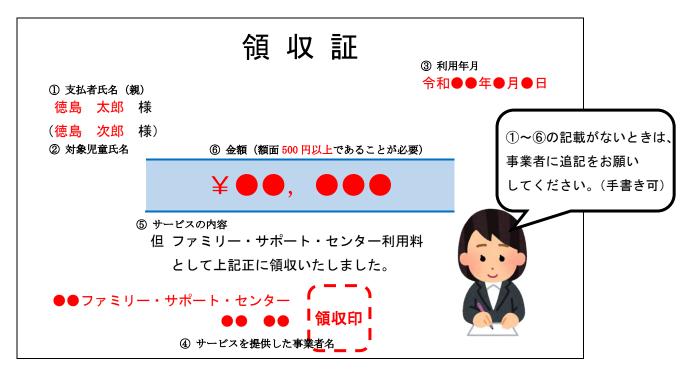
町が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、いったん料金を現金 でお支払いください。

その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、 クーポン対象児童の氏名が記載された母子手帳を提示した上で、

①~⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。



【レシート等(領収書など)例】



※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

※ ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※ ※

医療機関における任意予防接種とフッ化物塗布については、 受付で申し出る必要はなく、母子手帳の提示も必要ありません。 また、①支払者氏名(親)以外の必要事項が記載されていれば、 受付で交付される通常の領収書で償還払いを受けられます。

(※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただき、 リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。)



Step2 北島町での手続き

北島町でお渡しする「「とくしま在宅育児応援クーポン」請求書」に必要事項 を記載し、料金の償還払い請求を行います。

申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書(原本)
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・申請者の本人確認書類(顔写真入りのもの)
- 母子手帳
- 通帳もしくはキャッシュカード

北島町 子育て支援課

電話: 088-698-8909

受付時間 月~金曜日(祝日を除く)

8:30~17:15

の) (** 市) (** 市)

※提出いただいた領収書の原本は 返却できませんのでご注意ください。

母子健康手帳

Step3 サービス利用料金の償還

請求書の内容を確認し、代金相当額のクーポンをいただき、いただいたクーポンの額を払い戻します。

手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。 利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。